



LINE公式アカウント
登録をお願いします！



発行所
東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部
東京都三鷹市上連雀7-33-8
電話 0422(47)9101
Fax 0422(47)9104
発行責任者 升川 明

誰もが安心して暮らせる社会の実現を

井の頭公園で3年ぶりにメーデー開催



栄本部青年部長

5月1日（日）井の頭公園で「第93回三多摩メーデー」を開催、全体で約1500人（三鷹武蔵野支部からは38人）が参加しました。新型コロナの影響により一昨年、昨年とオンラインで行われたため、3年ぶりに会場に集まったの開催となりました。

今回のメーデーも人数を制限し、デモ行進などは行われませんでした。各労働組合や市民団体から「今こそ最賃1500円以上の実現を」「安定した雇用とジェンダー平等の実現」



要求実現へ向けて団結しよう

「軍事を削り持続可能な社会をめざそう」「ロシアはウクライナへの軍事侵攻を直ちにやめよ」と訴えがされました。

また東京土建を代表して、青年部のメンバーが壇上に上がり、栄本部青年部長が「建設業

で若者が働きやすくなるためには賃金引き上げや週休2日制の導入などが大きなカギです」と訴え、「ピースフォーウクライナ」と元気にシュプレヒコールで会場を大いに盛り上げました。

6月のロシアへの抗議行動

「PEACE FOR UKRAINE」

①6月4日（土）②6月18日（土）
いずれも午後2～3時、三鷹駅南口デッキにて行います。

※任意参加となりますが、一緒に声を上げましょう！



解体・内装の従事者は必須

「石綿特別教育」支部講習

【技術対策部発】石綿関連の法改正により、4月1日から一定規模の解体工事・リフォーム工事における石綿の事前調査・届け出が義務化されました。また、そのような現場で作業を行うには石綿特別教育の受講が必須です。



◆ 石綿特別教育

【講習日】 6月19日（日）

【会場】 三鷹市公会堂さんさん館
9時30分～15時終了予定

【受講料】 組合員 4,000円

未加入者 11,000円

（未加入者は組合費込みの金額）



分会を激励する高橋組織部長(左)

この春の拡大月間最大の目標は「後継者育成」を促進することです。今年度の拡大月間は、4月19日に支部開催「石綿特別教育」（詳細は左欄参照）の受講申込みなど、多くの分会から対象者が出てきています。この間の行動では、4月は雨の日が多く取り組みが進みませんが、牟礼北野分会は日曜行動として「インボイス学習会」を開催、後継者世代からの参加がありました（詳細は2面）。また、多くの分会で5、6月にかけて交流会や日帰り旅行を予定するなど、仲間の結集を進めるための計画を立てています。

春の拡大月間これまでの到達

分会	1月現勢	分会独自目標	現在の到達
井の頭	40	2	
牟礼北野	233	10	3
新川中原	210	9	2
連雀	218	10	3
深大寺	100	5	★5
大沢	119	5	★5
吉祥寺	122	5	2
武蔵野中央	288	12	9
関前	116	5	4
境	47	2	★2
境南町	48	2	
直・事	538	20	13
合計	2,079	87	48

【高橋公二組織部長記】組合の仲間を増やす「春の拡大月間」は5月後半に突入しいよいよ最終盤をむかえます。5月9日時点での到達は48人となり、深大寺・大沢・境分会が目標を達成しました。この間の特徴としては、組織内事業所からの新入社員が目標を達成しました。

加入が中心となっていますが、支部集団健診の申込みや6月19日に支部開催「石綿特別教育」（詳細は左欄参照）の受講申込みなど、多くの分会から対象者が出てきています。この間の行動では、4月は雨の日が多く取り組みが進みませんが、牟礼北野分会は日曜行動として「インボイス学習会」を開催、後継者世代からの参加がありました（詳細は2面）。また、多くの分会で5、6月にかけて交流会や日帰り旅行を予定するなど、仲間の結集を進めるための計画を立てています。

①「群」の活性化を進めよう
昨年度実施した「群の実態アンケート」で明らかになった各群の課題を分会内で話し合い、課題の解決に向けた取り組みを進めていきたいと思います。

②一人ひとり「仲間」の状況
まずは各分会で交流会や日帰り旅行や住宅デーへの参加など、後継者世代の「出番づくり」の計画を進めていきたいと思います。組合員訪問は後継者世代との対話を進めることのできる絶好のチャンスです。

春の拡大もいよいよ最終盤

仲間の力で目標達成へ

確認を
組合員訪問では、群会議では聞けない一人ひとりに寄り添った対話を進めましょう。「コロナで売上が減少していないか」「石綿の講習が必要か」といった対話を通じて、仲間の声を聞き取り組合への相談につなげていきます。



日本は資源に乏しく、ウクライナに対する戦争が始まって侵略者であるロシアからガスが欲しいようです

が、なぜ、少し主義の異なる国とこのような取引をするのでしょうか？なぜ、日本はG7において20年で最も経済成長していないのでしょうか。なぜ、最近ウッドショックなるものが起こったのでしょうか。一つ一つの端的に考察すると、ロシアのガスは中東やアメリカより値段が安いから、ウッドショックは国内の林業をないがしろにした結果などといった理由が見えてくるが、その時のキーワードは、「値段の安さ」になるかと思えます。賃金の上がらない今の日本にとって値段が安いと言っているのは、正義であり正論なのかもしれません。そう考えたとき、建設業界はどうでしょうか。労働者たるもの、安さで勝負するのではなく、技術に裏付けされた品質や納期や所作、礼節で勝負し、高い賃金を頂くことを勝負としたところですか。▼最後に、このクローバリーゼーションの時代において、戦争を始めることがどれだけ愚かな行いか、多くの人が目の当たりにし、コロナの終息とともに歴史に刻まれることでしょう。私たちが、自分達の事を優先して事を進めるより、いろいろな人との関わりを大切にしたい、仲良く未来を構築していきたいなどと思います。

新型コロナ対策・支援制度特集

第21弾

仕事・暮らしの困りごとは組合までご相談ください

表①《給付上限額》

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

表②《売上減少率の考え方》

売上高	11月	12月	1月	2月	3月	5カ月の合計
2018年	800,000	1,000,000	800,000	700,000	500,000	3,800,000

対象月	2021年11月	12月	2022年1月	2月	3月
売上高	440,000	400,000	500,000		

減少率					
2018年比較	45.0%	60.0%	37.5%		

新型コロナウイルスの感染状況は減少傾向にありますが、組合の仲間から連日コロナに感染したと報告がきています。

「困った時こそ組合へ」

このような状況の中でこそ、土建国保、組合総合共済の給付制度を仲間を広げていきましょう。

① 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

コロナ感染給付金制度 対象期間は6月末まで

新型コロナウイルスの感染状況は減少傾向にありますが、組合の仲間から連日コロナに感染したと報告がきています。

「困った時こそ組合へ」

このような状況の中でこそ、土建国保、組合総合共済の給付制度を仲間を広げていきましょう。

① 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

② 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

③ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

④ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑤ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑥ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑦ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑧ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑨ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑩ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑪ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑫ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑬ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑭ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑮ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑯ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑰ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑱ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

⑲ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

⑳ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉑ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㉒ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉓ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㉔ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉕ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㉖ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉗ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㉘ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉙ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㉚ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉛ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㉜ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉝ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㉞ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㉟ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊱ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㊲ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊳ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㊴ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊵ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㊶ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊷ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㊸ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊹ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㊺ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊻ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㊼ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊽ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

㊾ 新型コロナウイルス感染症手当金

- ・ 新型コロナウイルスに感染して仕事ができない状況である
- ・ 休んでいる間の収入がない
- ・ 給付の対象となるのは、4日目以降で仕事をする予定

㊿ 傷病見舞金制度

- ・ 同じく新型コロナウイルスに感染して入院または自宅療養している場合、1日あたり6000円が給付対象となります。(A型の場合)

至急 事業復活支援金 事前確認5月26日 申請期限5月31日

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を対象とした「事業復活支援金」の申請期限が今年5月31日(火)に迫っています。また「一時支援金」や「月次支援金」等の給付を受けていない場合、登録確認機関による事前確認が必要になります。前確認の締切は5月26日(木)となっています。

「対象となることを知らなかった」といった仲間を

一人も出さないためにも、拡大月間を活用して今一度自身や周りに呼びかけを行ってください。

【対象となる事業者】

◇ 新型コロナウイルスによる影響を受けていること(※)

(※) 「新型コロナウイルスによる影響」とは、間接的な場合を含めて広く対象としています。

◇ 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月



～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者(表②参照)

【給付金額】

個人事業者で最大50万円
法人で最大250万円
(表①参照)

※手続きに必要な書類や事前確認で相談先にお困りの方は、大至急支部までご相談ください。

危険性を仲間を広げよう 牟礼北野分会でインボイス学習会



牟礼北野分会では、4月24日に分会日曜行動として北野地区公会堂にて「消費税のインボイス制度学習会」を開催し、後継者世代からも数名の参加者があるなど全体で27名が参加しました。今回の学習会は、東山分会長が「自分もハウスメーカーで働く従事者で、現場でも話題になっている。多くの仲間にも知らせていった方がよいのでは」との思いから分会で話し合い開催の運びとなりました。

当日は支部の書記局に講師をお願いし、消費税やインボイス制度の仕組み、またインボイス制度によってどのような影響が出るのかといった点について、分かりやすく説明していただき参加者のみなさんも熱心に聞いていました。終了後には「インボイス制度を止めさせるためにはどうしたらいいのか」「インボイスの届け出をしま

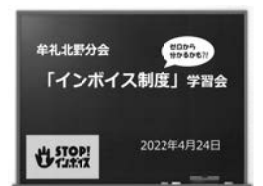
ってから、取り消しをしたい場合はどうしたらよいか」「一般課税と簡易課税の違いを詳しく知りたい」といった多くの質問・意見が出され非常に活発な学習会となりました。

一方で、インボイス制度は非常に難しく1回話を聞いただけで全て理解することはできません。また「日曜日だったので予定が入っていた」「今回は都合がつかないが、もし次回があればぜひ参加したい」といった声も仲間から聞こえてきましたので、分会としても2回、3回と継続して学習会を企画していき、インボイス制度の危険性を仲間にも知らせていきたいと思ひます。



分会で「インボイス制度学習会」やりませんか？

来年の10月から始まる予定の「消費税のインボイス制度」。言葉は知っていても、ほとんどの仲間は自分にどのような影響があるかを知りません。後継者世代を集める組織強化の意味も含めて、学習会の開催希望される分会は支部までご連絡ください。



申請期限が8月末まで延長

「緊急小口資金」は新型コロナウイルスによる影響を鑑みて、8月末まで申請期限が延長となりました。また、償還(返済)も12月までの返済が始まるものについて、令和5年1月以降に延長されました。

「コロナで仕事が減って収入が減少した」などの理由で、当面の生活資金を必要とする方は早急に支部までご相談ください。

【申請に必要な書類】

- ① 世帯全員の住民票(3カ月以内)
- ② 本人確認書類(運転免許証など)
- ③ 預金通帳、キャッシュカードの「コピー

土建国保料減額制度 該当する方は早めの手続きを

土建国保に家族で加入されている「成人男性(23歳以上60歳未満)」に該当する方で、学生の方、障害をお持ちの方は保険料区分を変更できます。該当する世帯には、国保組合から4月上旬に案内ハガキが送付されています。

必要書類をお持ちのうえ支部事務所にて早めの手続きをお願いします。

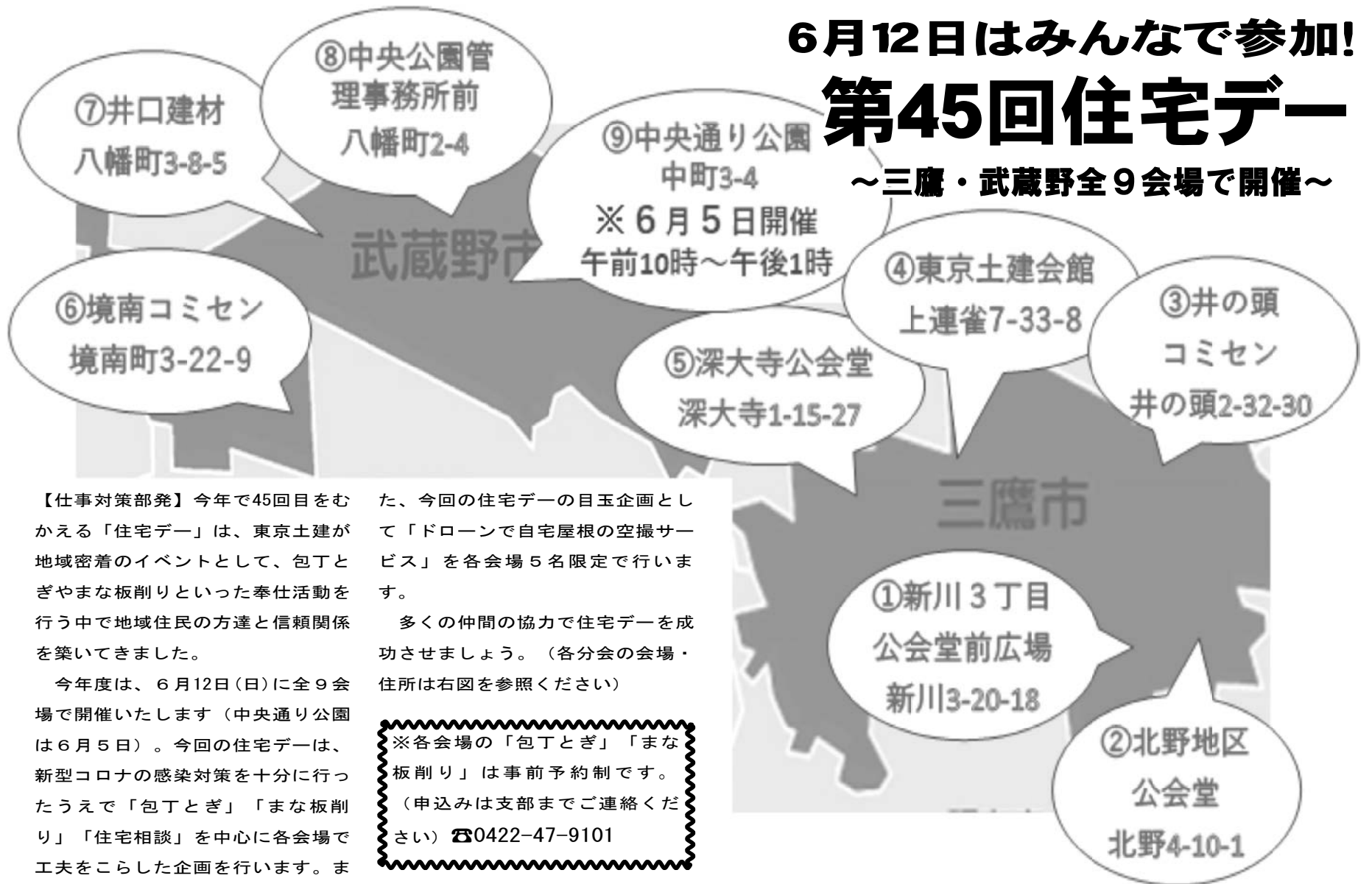


【手続きに必要な書類】

- ① 学生の方 在学証明書(令和4年4月1日以降の証明日)
 - ② 障害をお持ちの方
- ・ 身体障害者手帳等のコピー、療養手帳または愛の手帳等
- ※対象となる方は6月22日までに支部にて手続きください。

6月12日はみんなで参加! 第45回住宅デー

～三鷹・武蔵野全9会場で開催～



【仕事対策部発】今年で45回目をむかえる「住宅デー」は、東京土建が地域密着のイベントとして、包丁とぎやまな板削りといった奉仕活動を行う中で地域住民の方達と信頼関係を築いてきました。

今年度は、6月12日(日)に全9会場で開催いたします(中央通り公園は6月5日)。今回の住宅デーは、新型コロナウイルスの感染対策を十分に行ったうえで「包丁とぎ」「まな板削り」「住宅相談」を中心に各会場で工夫をこらした企画を行います。ま

た、今回の住宅デーの目玉企画として「ドローンで自宅屋根の空撮サービス」を各会場5名限定で行います。

多くの仲間の協力で住宅デーを成功させましょう。(各分会の会場・住所は右図を参照ください)

※各会場の「包丁とぎ」「まな板削り」は事前予約制です。
(申込みは支部までご連絡ください) ☎0422-47-9101

住宅デーの目玉企画

1 NEW

ドローン撮影

自宅の屋根を見てみませんか?
各会場5名限定

2

住宅相談

簡単なリフォームから耐震診断まで相談できます!

3

包丁とぎ まな板削り

※お一人様 包丁2本まで ※完全予約制

1年間みなさんと共に奮闘します

支部新役員を紹介

いしかわりよういち 石川了一常任



【石川了一常任記】今年度、常任に新しく就任しました井の頭分会の石川了一です。業種は造園業を営んでいます。47歳と若輩者ですが、諸先輩方の手助けになれるように職務に取り組んでまいります。皆様のご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。ロシアによるウクライナへの理不尽、非道徳な武力

きやふとし 木屋太常任



【木屋太常任記】今年度から支部常任をさせていただくことになりました新川中

色々とアドバイスを受けながら、建設キャリアアップシステムの登録促進や石綿やフルハーネスなどタイムリーな講習の支部開催を進めて、少しでも仲間の要求にこたえられるような取り組みを行っていきたく思っています。

今年1年みなさんのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

2022年度

三鷹武蔵野支部新役員

4月10日に開催した第8回三鷹武蔵野支部大会で選出された支部新役員です。専門部については、その後の会議で任務分担を行いました。今年度、役員一同、支部の運動を前進するために奮闘していきます。1年間、宜しくお願いします。

執行委員長	島村 新	女性の会長	刈込 美津代
副委員長	高橋 公二	執行委員	
書記長	須藤 功	井の頭分会	藤倉 智則
書記次長	渡辺 義久	牟礼北野分会	東山 文彦
〃	渡辺 和彦	〃	塩入 清史
〃	佐々木 建	新川中原分会	小仁所 広幸
〃	永原 蔵人	〃	轟 二徳
〃	三澤 克己	連雀分会	今出川 晃一
常任執行委員		深大寺分会	川合 俊信
組織部長	高橋 公二	大沢分会	水野 雅央
財政部長	平井 康昌	吉祥寺分会	森田 淳
教育宣伝部長	平井 康昌	武蔵野中央分会	吉成 寿記
賃金対策部長	石川 了一	関前分会	松本 守史
仕事対策部長	平井 康昌	境分会	小泉 二郎
労働対策部長	須藤 功	境南町分会	野坂 光
技術対策部長	木屋 太	執行委員待遇	
社会保障対策部長	小林 敏明	会計監査	
税金経営対策部長	升川 明	〃	
厚生文化部長	轟 まゆみ	シニア友の会会長	東條 セツ子
後継者対策部長	高橋 公二	本部主婦の会常任委員	斉藤 純子
常任執行委員待遇			

たまには話題の映画でも

話題の新作映画を、ご家族で観に行きませんか。下記以外の映画も多数あります。ご注文は早めに(下記は一例)。

【映画券】

☆極主夫道 ザ・シネマ【ムビチケカード】

☆劇場版「からかい上手の高木さん」

☆ドラゴンボール超 スーパーヒーロー

☆バスカヴィル家の犬 シャーロック劇場版

【ムビチケカード】

☆メタモルフォーゼの縁側

☆映画 それいけ!アンパンマン ドロリンとバケ〜るカーニバル

【ムビチケカード】

☆ザ・ロストシティ【ムビチケカード】

☆鋼の錬金術師 完結編 最後の錬成【ムビチケカード】

☆映画『ゆるキャン△』 など他多数

◇映画・イベントなど「メイジャー」のHPで検索してください。

※注文や問い合わせは、支部事務所0422-47-9101まで

※注：割引額は、前売券の販売価格から一律500円です。



平和なウクライナが戻るように

【新川中原分会・坂本正美 記】何でこんな事が起ころの

「新川中原分会・坂本正美 記」何でこんな事が起ころの

分会の仲間より

新川中原分会発

ウクライナの避難少女に想う

「新川中原分会・坂本正美 記」何でこんな事が起ころの

「新川中原分会・坂本正美 記」何でこんな事が起ころの

「新川中原分会・坂本正美 記」何でこんな事が起ころの

「新川中原分会・坂本正美 記」何でこんな事が起ころの



「新川中原分会・坂本正美 記」何でこんな事が起ころの

「新川中原分会・坂本正美 記」何でこんな事が起ころの

後継者世代の仲間が17名参加

進めよう同世代のつながり

【後継者対策部発】支部の後継者育成は今年度の重点課題に位置づけられています。後継者対策部では同世代のつながり作りの一環として、4月23日に「第1回後継者世代交流会」を開催、17名が参加しました。初参加も



久しぶりの交流会で笑顔

何人かいる中で、石綿の法改正なども話題に上がるなど「仕事のことが聞けて参加できてよかった」といった感想も聞かれました。この取り組みを継続

して進めていくためにも、毎月定例で開催し、仲間同士の集いの場として定着をめざしていきます。ぜひ多くの方の参加をお願いします。

【第2回「後継者世代交流会」】

【とき】5月28日(土)午後7時

【ところ】塚田農場吉祥寺北口店

【会費】3,500円

【対象】後継者世代、青年部OB、イベント参加者、青年部(組合未加入者も大歓迎)

※参加希望の方は、5月25日までに支部(担当：三澤)までご連絡いただくか支部LINEアカウント(1面左上参照)からお申込みください。

今月の資格講習

- ◇足場の組立て等作業主任者
[講習日] 6月18〜19日 [受講料] 11,500円
[会場] 東京土建府中国立支部会館
- ◇型枠支保工の組立て等作業主任者
[講習日] 6月21〜22日 [受講料] 11,500円
[講習日] 6月27〜29日 [受講料] 19,500円
[講習日] 6月27〜29日 [受講料] 19,500円
- ◇酸欠・硫化水素作業主任者
[講習日] 6月27〜29日 [受講料] 19,500円
- ◇職長・安全衛生責任者教育
[講習日] 6月1〜2日 [受講料] 14,500円
- ◇足場作業主任者能力向上教育
[講習日] 6月30日 [受講料] 8,500円
- ◇フルハーネス特別教育
[講習日] ①6月12日②6月30日 [受講料] 8,000円
[会場] ①東京土建多摩西部会館②東京土建技術研修センター
- ◇低圧電気特別教育
[講習日] 6月8日 [受講料] 8,000円

- ◇巻上げ機特別教育
[講習日] 6月9〜10日 [受講料] 14,000円
- ◇自由研削砥石特別教育
[講習日] 6月15日 [受講料] 8,000円
- ◇丸のこ特別教育
[講習日] 6月16日 [受講料] 5,000円
- ◇熱中症特別教育
[講習日] 6月16日 [受講料] 3,500円
- ※「丸のこ」「熱中症」「自由研削砥石」「石綿」がセットになったコースもございます。
- ◇高所作業車
[講習日] 6月7〜8日 [受講料] 40,600円
- ◇小型移動式クレーン技能講習修了者
[講習日] 6月12日 [受講料] 55,000円

会場の記載のないものは、東京土建技術研修センターです。申込みには、申込書・受講料・認印・顔写真(3cm×2.5cm)1枚が必要です。申込書は講習日の2週間前までに支部必着です。受講料など詳しくは支部担当までお問合せください。

- ◇小型車両系建設機械特別教育(整地等用)
[講習日] 6月17〜18日 [受講料] 15,500円
- ◇小型車両系建設機械特別教育(解体用)
[講習日] 6月19日 [受講料] 10,500円
- ◇2級建築施工管理技士
[講習日] 6月23日〜10月9日 [受講料] 95,000円
- ◇第二種電気工事士受験準備技能講座
[講習日] 6月12日〜7月10日(日曜5日間) [受講料] 55,000円
- ◇石綿関連の資格講習(作業主任者・石綿含有調査者)は、現在大変申込みが殺到しています。日程が決まっても即定員が埋まってしまう状況のため、受講を希望される方は事前に必要書類をそろえて支部で申し込みを行ってください。(受講日程が決まり次第のご案内となります。)